

令和7年第2回潟上市議会定例会会議録

○開 会 令和7年 6月 6日 午前10:00

○閉 会 午前11:48

○出席議員（18名）

1 番 菅原理恵子	2 番 鈴木壮二	3 番 藤原仁美
4 番 戸田俊樹	5 番 佐藤珠樹	6 番 澤井昭二郎
7 番 堀井克見	8 番 藤原典男	9 番 中川光博
10 番 鈴木司	11 番 菅原秀雄	12 番 石井和人
13 番 西村武	14 番 鏡仁志	15 番 菅原龍太郎
16 番 伊勢潤	17 番 佐藤敏雄	18 番 小林悟

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 鈴木雄大	副 市 長 鎌田雅人
教 育 長 吉原慎一	総 務 部 長 古仲淳
市民生活部長 菅生司	福祉保健部長兼福祉事務所長 伊藤佐和子
産業振興部長 古畑範行	建 設 部 長 佐々木涉
教 育 部 長 伊藤強	総 務 課 長 浅野幸一
企画政策課長 石井恵子	財 政 課 長 内田倫雄
社会福祉課長 宇瀬隆広	子育て応援課長 金美妃
商工観光振興課長 鈴木和徳	都市建設課長 小玉大史
上下水道課長 渋谷道彦	教育総務課長 菅原撰
教 育 監 佐々木達也	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 安田秀樹	議会事務局次長 澁谷睦子
-------------	--------------



令和7年第2回潟上市議会定例会日程表（第1号）

令和7年6月6日（1日目）午前10時00分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（議長、議会運営委員会委員長）
- 日程第 4 市長所信表明及び行政報告
- 日程第 5 教育長教育行政報告
- 日程第 6 報告第 3号 令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 5号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第 9 報告第 6号 令和6年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について
- 日程第10 報告第 7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）
- 日程第11 承認第 5号 専決処分の承認について（令和7年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を定めること）
- 日程第12 議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第13 議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第14 議案第42号 財産の取得について
- 日程第15 議案第43号 財産の取得について
- 日程第16 議案第44号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について
- 日程第17 議案第45号 令和7年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）（案）について

- 日程第 18 議案第 46 号 令和 7 年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 19 議案第 47 号 令和 7 年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算  
(第 1 号) (案) について
- 日程第 20 議案第 48 号 令和 7 年度潟上市水道事業会計補正予算 (第 1 号) (案)  
について
- 日程第 21 議案第 49 号 令和 7 年度潟上市下水道事業会計補正予算 (第 1 号)  
(案) について
- 日程第 22 予算特別委員会の設置について
- 日程第 23 予算特別委員会の委員長、副委員長の選抜について
- 日程第 24 同意第 3 号 潟上市教育委員会委員の任命について
- 日程第 25 同意第 4 号 潟上市監査委員の選任について
- 日程第 26 選挙第 1 号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について

午前10時00分 開 会

○議長（小林悟） おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦勞様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和7年第2回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を聞きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

【日程第1 会議録署名議員の指名】

○議長（小林悟） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、13番西村武議員、14番燈仁志議員を指名します。

【日程第2 会期の決定】

○議長（小林悟） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月25日までの20日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月25日までの20日間に決定しました。

【日程第3 諸般の報告】

○議長（小林悟） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、タブレット端末のサイドブックで配布したとおりであり、朗読、説明は省略します。

【議会運営委員会の報告】

○議長（小林悟） 次に、議会運営委員長からの報告を行います。2番鈴木議会運営委員長。

○議会運営委員長（鈴木壮二） 皆さんおはようございます。

それでは、議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、5月30日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議長、当局からは説明員として副市長及び総務部長の出席の下に……違いますね、すいません。間違いました。説明員として総務部長及び説明員出席の下に開催しております。

6月4日には、一般質問、陳情の取扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席の下に開催しております。

本定例会の運営についてご報告いたします。

はじめに、予算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けた後に予算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会に付託する予定です。その後、16日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後、各常任委員会からなる分科会にて詳細審議する予定です。また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。本会議最終日は午後から開催する予定で、予算以外の議案については各常任委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算議案については特別委員会報告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については本会議と同様の取扱いとなりますので、よろしくお願いたします。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において当局より提案理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますので、ご確認ください。

なお、議案第42号、議案第43号は、初日審議となります。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配布の陳情文書表のとおりを取扱いいたしますので、ご確認ください。

一般質問について申し上げます。

一般質問については、7名の通告者がありました。

抽選の結果、6月12日木曜日の1番目に3番藤原仁美議員、2番目に8番藤原典男議員、3番目に10番鈴木司議員、4番目に16番伊勢潤議員、6月13日金曜日の1番目に1番菅原理恵子議員、2番目に12番石井和人議員、3番目に13番西村武議員となりましたので、よろしくお願いたします。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算特別委員会分科会審査は、各委員会とも6月16日月曜日の特別委員会全体会終了後からの開会とします。

議員派遣の件について申し上げます。

今年度の議員の行政視察研修について、全ての常任委員会の視察先、研修内容の調整が整いましたので、議員派遣の手续をするものであります。議決事項でありますので、最終日の日程として取り扱いたします。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

○議長（小林悟） これで諸般の報告を終わります。

【日程第4 市長所信表明及び行政報告】

○議長（小林悟） 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） おはようございます。

本日ここに、令和7年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

はじめに、所信表明についてであります。

先般行われた潟上市長選挙において2期目の当選を果たし、引き続き潟上市長の職を担わせていただくこととなりました。

市制施行20年の節目において再び授けられた使命を大変光栄に受け止めるとともに、その責務の重さを一層かみしめながら、市政のかじ取り役としての決意を新たにいたしましたところであります。

私に対し、市民の皆様がお寄せくださった変わらぬ信頼と御支援を励みとし、皆様からの大きな期待に応えるべく、これまで以上に対話を重ね、説明責任を果たしながら、「ふるさと潟上」のために誠心誠意、私の持てる力の全てを尽くして市政を推進してまいります。

また、議会の皆様とも、二元代表制の下、それぞれの立場を尊重しつつ、議論を深め、思いを一つにし、共に両輪となって市政を力強く前進させてまいりたいと考えておりますので、今後とも格別のご協力とご指導を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

さて、私はこれまで「進化する潟上」の創造を目指し、「ふるさと潟上」の将来を見据えた「稼げる力」「支える力」「考える力」の「3つの力」の創造を自らの使命とし、市民の皆様が幸せを実感し、夢を描きながら、誇りや生きがいを持って暮らせる、魅力あふれるまちづくりに向け、自らが先頭に立って日々全力で職務にまい進してまいりました。

1期目においては、世界的大流行となった新型コロナウイルス感染症、風水害などの多発する自然災害、物価高騰や円安を伴う先行きが不透明な経済情勢など、本市を取り

巻く社会環境が急速かつ多様に変化する中であって、市民の生命と財産、暮らしを守り、地域経済を支え、その上でいかにこの「ふるさと潟上」を成長させ、進化につなげていくかを一心に考え、市民の皆様の声をよく聴きながら、スピード感を持って市政運営に取り組んでまいりました。

その結果、私の市長就任前から積み残されていた市政課題や私自らが掲げた公約については、その全てに着手することができ、この任期4年間の成果は、4年連続での人口の社会増や、ふるさと納税による寄附額の大幅な増加といった、目に見える確固たる結果として表れ、本市が着実に力をつけ、成長し続けていることに確かな手応えを感じております。

一方で、少子高齢化・人口減少社会の進展、特に本市における著しい人口の地域偏在は、持続可能なまちづくりにおいて、まさに喫緊の課題であると認識しており、複雑多様化する市民ニーズや市政課題に対しては、これまで以上に市民の皆様との対話を重視し、更なるスピード感を持って対応していかなければならないものと強く意識しております。

こうした考えの下、新たな任期においても、本市にとって明るい未来の展望となる、これまでの成長の流れを決して止めることなく、更なる進化を追求し、引き続き「稼げる力」「支える力」「考える力」を重点施策の柱に据え、これら「3つの力」の創造をより一層推進してまいります。

はじめに、「稼げる力」の創造について申し上げます。

就業人口が減少し続ける中、本市の生産年齢人口一人当たりの市民所得の近年の推移は、各年度で増減はあるものの、緩やかな増加傾向にあり、この「稼げる力」の創造をさらに力強く推し進めていくことは、市民生活の向上はもとより、地域経済、ひいては地域社会の基盤を維持強化していくためにも必要不可欠であります。

農業の振興については、米や野菜、花き、果樹といった良質な農作物を安定的に供給できる基盤が備わっている一方、生産者の高齢化の進行と担い手の不足、天候不順や市場価格の変動などによる農業所得の不安定性が課題となっております。

農業における収益力・経営力を高めるために、高収益作物の導入や転換作物等の付加価値を向上させるための取組を支援するとともに、スマート農業の普及促進や、農家の法人化・民間参入を含む担い手の確保・育成を後押しし、生産基盤・経営基盤をさらに強化してまいります。

さらに、「てんのうグリーンマーケット」や「ブルーメッセあきた」などの農産物直売所を拠点とし、地産地消や6次産業化、農商工連携に係る取組を推進してまいります。

水産業の振興については、広大な海と八郎湖を中心とした内水面の豊かな恵みを絶やさぬよう「つくり育てる漁業」を推進し、水産業の維持増大を図りながら、つくだ煮などの加工品を含め、地場産品としての更なる磨き上げとブランド化に向けた取組を強化してまいります。

商工業の振興については、市内事業所の経営の安定化はもとより、魅力ある企業を誘致し、市民の就業を促進するとともに、チャレンジ精神あふれる若者や女性、移住者等による起業・創業、後継者の育成や事業承継への支援等を推進し、地域経済の活性化と雇用の創出を図ってまいります。

また、国が主導する本市沖における洋上風力発電事業を契機とした地域産業への波及効果を確実に捉え、地域の経済基盤の強化につなげてまいります。

観光の振興とにぎわいの創出については、かたがみ三大まつりをはじめとした魅力あるイベントの開催はもちろんのこと、市公式Y o u T u b e等のSNSを積極的に活用し、本市にゆかりのある著名人や有識者の協力を得ることにより、本市の魅力を存分に余すところなく市内外に発信し、本市の知名度の向上や交流人口・関係人口の拡大を図ってまいります。

また、過疎地域持続的発展計画に基づく過疎対策を着実に講じつつ、特に若年層や子育て世帯の移住・定住を促進するとともに、ふるさと納税による寄附の安定確保に向け、特産品の開発や売込みを強化してまいります。

このように、「稼げる力」の創造においては、地域活力の源となる地域産業の生産性の向上、農林漁業者の生産拡大や中小企業の経営安定に向けた支援に取り組むとともに、本市のPRを強化し、特産品の販路拡大や観光振興による交流拡大を図りながら、本市の成長や地域経済の活性化、豊かな市民生活の実現を目指してまいります。

次に、「支える力」の創造についてであります。

少子高齢化の進展や単独世帯の増加、人々の価値観やライフスタイル等の多様化により、人と人、人と地域とのつながりの希薄化が課題となる一方、地球温暖化の影響とみられる猛暑や寒波などの異常気象、激甚化する大雨災害、さらには新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、人々の日常生活に大きな影響を及ぼし、これまで想定し得ない事態を引き起こしました。

こうした状況において、市民の皆様が安全・安心な生活環境の下、それぞれの夢や希望を抱きながら、誇りを持っていきいきと暮らせるまちを構築するためには、「支える力」の創造が非常に重要であります。

まずは何より、高齢化率や人口減少率が全国で最も高い秋田県下において、本市では人口の社会増が令和2年から5年連続しており、中でも年代別で30歳代の男女と10歳程度までの人口が増加しているという特徴的な傾向が見られます。

このことは従来、私が特に力を入れて取り組んできた子育て支援策の大きな成果であると同時に、本市が大切な子どもを安心して育てられる環境を整えているまちとして、数多くの子育て世帯から選ばれるまちになりつつあるということを示しております。

「子育てはなまる潟上市」のキャッチフレーズの下、これからも、本市に住まう誰もが安心して子どもを産み育てられ、全ての子どもたちが健やかに育つよう、子育てに係る経済的な負担軽減を含め、妊娠期から子育て期まで切れ目のない充実した子育て支援を行うとともに、親子の健康づくりを推進し、個々の家庭環境に応じた相談を受けられる体制を整えてまいります。

また、保育所や認定こども園については、待機児童の解消を果たすべく、民営化や再編を見据えつつ適切に運営していくとともに、子育て世帯の多様なニーズに対応した保育サービスを提供するなど、良質で不足のない子育て環境の整備に努め、公園や遊び場、教育施設など、子どもが安心して活動できる居場所や意欲的に学習に取り組める環境についても充実を図ってまいります。

さらに、性別や年齢の違い、障がいのあるなしにかかわらず、全ての市民が住み慣れた場所で、健康でいきいきと安心して暮らせるよう、健康づくりの推進については、充実した健康診査・がん検診の体制を整え、疾病予防対策を講じるほか、地域医療体制を維持しつつ、市民それぞれが生活習慣の改善や健康づくりに主体的に取り組むことができる環境を整備し、健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ってまいります。

また、関係諸機関と緊密に連携し、これからの地域社会を支えていく地域福祉体制を強化するとともに、高齢者福祉・障がい者福祉の充実を図り、困難を抱える人に寄り添うことのできる地域づくりに取り組んでまいります。

加えて、マイタウンバスをはじめとした市民の生活の足となる身近な公共交通を維持確保し、利便性の向上を図りながら、少子高齢化の進展等を見据えた買い物支援体制の構築を検討してまいります。

近年、頻発化・激甚化する大雨等の自然災害が比較的少ないという特性を持つ本市ではありますが、実際に市民生活に影響を及ぼす災害が発生した際には、迅速かつ的確に対応できるよう、平時からの危機管理体制を強化するとともに、地域防災力の更なる向上を図り、近年の異常気象や自然災害に対応可能なハード・ソフト両面による強靱なまちづくりを推進してまいります。

また、様々な試練を伴う、この困難な時代にあっても、市民の皆様が日々の暮らしの中で夢や生きがいを持っていきいきと心豊かに過ごせるよう、スポーツや芸術・文化活動の振興に向けた取組も進めてまいります。

このように、「支える力」の創造においては、それぞれのライフスタイルが多様化する中であっても、本市の未来を担う子どもたちとその家族が安心して元気に生活できるよう、切れ目のない充実した子育て支援や良質な子育て環境の整備に取り組むとともに、市民の健康づくりを後押しし、支援を必要とする人々に寄り添える地域福祉体制と災害時の危機管理体制の充実強化を図りながら、全ての市民の皆様にとって安全・安心で暮らしやすいまちの実現を目指してまいります。

次に、「考える力」の創造について申し上げます。

急速に進展する少子高齢化と人口減少は本市においても例外ではなく、人口の著しい地域偏在という独自の要素を伴いながら、持続可能なまちづくりにとっての大きな課題となっております。

しかしながら、こうした厳しい状況にあっても、私は、市民一人一人ができる範囲で地域社会におけるそれぞれの役割を担い、主体的・能動的にまちづくりに参画することで、より元気で力強く輝く潟上市を実現させることができると信じております。

市民の皆様をはじめとした様々な方々を交え、行政のみならず、多種多様な主体と連携・協働しながらまちづくりを進めていく、これこそが地域の「考える力」の創造であり、本市における自治の推進に関する最高規範である潟上市自治基本条例の本旨をまさに体現するものであると考えております。

市民参画・市民協働を進めていく上で、特に本市の将来を担う若年層に対しては、まちづくりへの参画を積極的に働きかけ、意識の醸成を図るとともに、彼らの柔軟で時代の流れを反映した、若者ならではのきらりと光る発想や提案を生かしながら、若年層にとっても魅力あるまちづくりを推進してまいります。

また、身近な地域課題の解決のために尽力する自治会等や市民団体による地域コミュ

ニティ活動・まちづくり活動を支援し、市民・地域との連携を強化しつつ、地域内での共助や地域自治活動、市民による自主的な地域づくりが持続できる仕組みを構築してまいります。

さらに、常備消防や廃棄物処理の分野における近隣市町村との広域化を推進するとともに、民間企業等との包括連携協定に基づく相互協力の下、企業等が有する知見やノウハウを生かした地域活性化や市民サービスの向上に取り組んでまいります。

一方、本市の人口の現状と将来推計を踏まえ、近年人口が増加している追分地区においては、避難所の確保や新たな集会施設の再編・整備に向けた検討を進めていくほか、その他の地区における公共施設や学校・教育施設等の今後については、少子高齢化と人口減少を見据えた在り方・方向性を検討してまいります。

市役所の組織運営については、行政組織の再編等により効率的で機能的な市政運営の体制を確立するとともに、常にスピード感を持って事務事業を推進し、行政サービスの向上に取り組みながら、市民から信頼され、安心感を抱かれる市役所を目指してまいります。

また、限りある財源の中で持続可能な市政運営が求められている以上は、真に必要な事務事業を見極めつつ、時には痛みを伴う決断も辞さないという覚悟を持って、聖域なき行財政改革を推進してまいります。

このように、「考える力」の創造においては、少子高齢化と人口減少による影響から目を背けることなく、参画と協働の精神の下、様々な主体と関わり合い、それぞれの力を集結して市政課題の解決に当たりながら、未来につながる持続可能な潟上市の実現を目指してまいります。

市民の皆様から再び負託を受け、また新たな4年間のスタートラインに立たせていただきました。皆様と共に歩むこれからの道のりが「ふるさと潟上」の確かな未来へとつながるよう、どんな困難な状況に直面しようとも挑戦し続けることをお約束いたします。

そして、謙虚な姿勢を常に心がけながら、市政のトップとしての責任と自らの信念に基づき、市民の皆様から信頼される市政運営に努めるとともに、世代を超えた多くの方々「暮らし続けたい」「暮らして良かった」と実感し、潟上市の愛着心を抱けるよう、不退転の覚悟を持ち、全力で市政を推し進めてまいります。

市民の皆様、議員各位におかれましては、何とぞご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、諸般の行政報告について申し上げます。

はじめに、ごみ処理広域化について申し上げます。

持続可能なごみの適正処理の確保に向け、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会において協議を進め、中間報告での取組の骨子に基づき、3月27日に本市を含む関係7自治体において、ごみ広域処理に関する基本協定を締結しております。

今後は、この協定に基づき、広域化・集約化に係る具体的な協議を進めてまいります。

次に、消防広域化について申し上げます。

男鹿地区消防本部と湖東地区消防本部の統合に向け、5月9日、第3回男鹿・湖東地区消防広域化協議会を開催し、消防広域化の協議事項43項目のうち、専門部会及び幹事会で協議を進めてきた21項目について素案を決定いたしました。

今後は残る22項目の協議を進め、広域消防運営計画や新組合規約案を作成してまいります。

引き続き、市民の安全・安心を最優先に考え、関係機関と連携しながら、広域消防体制の構築や強化に向けた検討を進めてまいります。

次に、潟上市総合防災訓練について申し上げます。

今年は、5月26日の月曜日、県民防災の日に総合防災訓練を実施いたしました。

当日は、市内全域へのサイレンによる情報伝達訓練や津波浸水想定区域における津波避難訓練に加え、出戸小学校、飯田川小学校では地震による火災発生を想定した放水訓練を、昭和地区の豊川龍毛堤では林野火災を想定した消火訓練をそれぞれ行っております。

また、大雨災害を想定し、飯田川下虻川城ノ後地区においては、昨年度配備した可搬式排水ポンプユニットの設営訓練を実施しております。

災害発生時に迅速な避難行動や応急活動ができるよう、関係機関との協力体制を維持するとともに、自主防災組織の組織化の推進等により市民の防災意識の高揚を図り、地域防災力の強化に向けて取り組んでまいります。

次に、プラザの湯について申し上げます。

プラザの湯を運営する民間事業者の再公募については、施設内部の補修や営業条件などの公募条件を変更し、4月25日から9月30日までの期間で募集を開始しております。

再公募に応じる事業者があった場合には、ヒアリングなどを経て10月末までに優先交

渉権者を選定し、12月中に事業者を決定する予定としております。

次に、潟上市立保育所・認定こども園の再編について申し上げます。

再編となる園の保護者と地域の方に対して基本方針に基づく説明会を、3月22日に若竹幼児教育センターにおいて、4月18日に追分保育園において行っております。

また、若竹幼児教育センターと昭和こども園では、統合に向けて4月から土曜日共同保育を実施しており、追分保育園の民営化については、事業者選定のための公募を本日6月6日から開始しております。引き続き、将来にわたり安定的な保育環境の維持に努めてまいります。

次に、令和6年度各会計の決算概要について申し上げます。

一般会計については、歳入決算見込額約188億4,400万円、歳出決算見込額約179億3,200万円、歳入歳出差引見込額約9億1,200万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源約7,500万円を差し引いた実質収支見込額は8億3,700万円となっております。

主な特別会計の実質収支見込額は、国民健康保険事業特別会計で約1億600万円、介護保険事業特別会計で約2億3,000万円となっており、その他の特別会計におきましても実質収支見込額は黒字となっております。

企業会計の水道事業会計と下水道事業会計は、水道事業会計の純損失額は約800万円、下水道事業会計は約1,400万円の純利益となっております。

以上が令和6年度各会計の決算概要であります。

本定例会には、令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書ほか4件の報告、令和7年度潟上市一般会計補正予算の専決処分の承認、潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）ほか1件の条例案、2件の財産の取得、令和7年度潟上市一般会計補正予算（案）、各特別会計補正予算（案）5件、人事案件として潟上市教育委員会委員の任命、潟上市監査委員の選任についての議案を提出しております。

以上が所信表明及び行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なる決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林悟） これで市長所信表明及び行政報告を終わります。

#### 【日程第5 教育行政報告】

○議長（小林悟） 日程第5、教育長教育行政報告を行います。吉原教育長。

○教育長（吉原慎一） 市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げ

ます。

はじめに、学校教育の充実について申し上げます。

本市の目指す子どもの姿「勉強が好き。友だちが好き。まちが好き。」の実現に向け、今年度から新たに、市内小学校の6年生を対象に、総合的な学習の時間「かたがみを変えよう科」の実施に取り組んでまいります。子どもたちはこの学習活動を通し、地域と自分との関わりを考える中で、自らの生き方を捉え直し、地域社会に積極的に参画しようとする意識を高めることになるものと考えております。今年度は試行的に実施し、検証、修正を加えた上で、令和8年度からの本格実施につなげてまいります。

次に、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続について申し上げます。

昨年度、小学校区ごとに、5歳児から小学1年生までの架け橋カリキュラムを完成させました。今年度は、そのカリキュラムを実践、評価、改善していくことで、本市の教育を一層充実させてまいります。

次に、中学校部活動地域移行について申し上げます。

中学校部活動地域移行については、中学校部活動地域移行推進計画に従い、現在は幾つかの部活動において、合同練習型、保護者会型の試行を行っており、その課題等の評価を行うための検討委員会を開催しながら、本市の方向性について引き続き検討を進めてまいります。

また、スポーツだけでなく、芸術文化活動も含めた活動の機会の確保や、生徒のニーズに合った活動の充実に努めてまいります。

次に、生涯学習の推進について申し上げます。

公民館事業では、市民センター「かたりあん」を拠点として昭和館、飯田川館と連携し令和7年度の講座が始まりました。

文化祭、音楽祭などの事業や各種教室を実施することにより、学びの目的やニーズに応じて市民が自由に学習し、仲間づくりができる場の提供に努めています。

今後も芸術文化協会加盟団体や郷土芸能を保存継承する文化団体など、市民の自主的な活動をより促進するため、引き続き支援してまいります。

最後に、スポーツ活動の推進について申し上げます。

天王総合体育館につきましては、昨年度、スポーツ振興くじ助成金を活用したアリーナの床全面張替えや照明設備のLED化を実施し、個人や団体利用はもちろん、各種大会ができる会場としてリニューアルいたしました。

6月1日に市制施行20周年記念事業として、アランマーレ秋田バスケットボールチームを招き、リニューアルオープンイベントを実施いたしました。当日は、市内小・中学生のバスケットボール教室や交流試合等を行い、会場へは約180名の市民が来場しました。

また、飯田川ふれあいスポーツ会館は、市の単独事業で照明設備のLED化などが完了しております。

今後も市民の皆様に快適に利用していただけるよう、スポーツ施設環境の充実に努めてまいります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長（小林悟） これで教育長教育行政報告を終わります。

【日程第6 報告第3号 令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について】

○議長（小林悟） 日程第6、報告第3号 令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

報告第3号について、当局より説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、ピンク色の表紙の説明資料の1ページをお開き願います。

報告第3号 令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、令和6年度潟上市一般会計予算の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページをお願いします。

令和6年度潟上市一般会計繰越明許費繰越計算書の内容について申し上げます。

2款総務費1項総務管理費の地域集会施設看板更新事業492万1,000円は、4月1日からの地域集会施設の名称変更に伴い、各施設の看板を更新するための委託料でございます。

7項総合経済対策事業費のかたがみ給油クーポン配布事業2,789万5,453円は、クーポンの使用期限を4月末までとしたことにより繰り越ししたものでございます。潟上市物流事業者エネルギー価格高騰緊急支援事業151万8,000円は、市内物流関連事業者に対して、運営費の掛かり増し分の一部を支援するものでございます。

3 款民生費 2 項児童福祉費の認定こども園設備改修事業5,730万2,000円は、出戸こども園空調設備改修に係る工期を令和7年7月までとしたものでございます。

4 款衛生費 1 項保健衛生費の水道事業会計出資事業5,630万円は、水道管路更新事業への出資に係るものでございます。

6 款農林水産業費 1 項農業費の新基本計画実装・農業構造転換支援事業7,938万8,000円は、事業実施が4月以降となったため繰り越ししたものでございます。ため池等整備事業56万2,179円は、飯田川飯塚地区が受益地となる真崎堰地区の幹線用水路整備事業、基幹水利施設ストックマネジメント事業4万1,337円は、八郎潟1地区の防潮水門操作設備改修事業、湛水防除事業465万900円は、天王東地区及び浜井川地区の排水機場整備事業で、それぞれ県営事業の負担金でございます。

2 項林業費の高能率生産団地路網整備事業445万7,000円は、浅見沢線の林業作業道の開設に係る県営事業負担金でございます。

7 款商工費 1 項商工費の中小企業等稼げる力創出事業833万1,000円は、申請事業者の事業完了が本年度となったことから、その補助金分を繰り越ししたものでございます。廃止石油坑井封鎖事業2,110万8,000円は、仮設道路工事の完了が本年度となったことから、工事費を繰り越ししたものでございます。

8 款土木費 2 項道路橋梁費の市道整備事業2億5,668万1,372円は、社会資本整備総合交付金を活用した市道改良等に係るものでございます。

10 款教育費 5 項社会教育費の市民センター看板更新事業51万3,000円は、4月1日からの施設の名称変更に伴い、各施設の看板を更新するものでございます。

以上の事業を含む合計5億2,366万9,241円を令和7年度へ繰り越ししたものでございます。

主な財源といたしましては、国県支出金2億4,314万円、地方債2億520万円でございます。

説明は以上です。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第7 報告第4号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書について】

○議長（小林悟） 次に、日程第7、報告第4号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書についてを議題とします。

報告第4号について、当局より説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、説明資料の3ページをお開き願います。

報告第4号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、令和6年度潟上市水道事業会計予算の継続費繰越額について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告するものでございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。

令和6年度潟上市水道事業会計継続費繰越計算書の内容について申し上げます。

継続費の総額は、令和6年度から令和7年度までの2年間で4億3,350万円でございます。継続費の通次繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の水道施設更新事業に係る工事請負費、令和6年度分3億3,270万円のうち1億3,470万円でございます。

主な財源は、損益勘定留保資金8,600万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第8 報告第5号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書について】

○議長（小林悟） 次に、日程第8、報告第5号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第5号について、当局より説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、説明資料の5ページをお開き願います。

報告第5号 令和6年度潟上市水道事業会計予算の繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、令和6年度潟上市水道事業会計予算の繰越額について、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

令和6年度潟上市水道事業会計予算繰越計算書の内容について申し上げます。

翌年度繰越額は、1款資本的支出1項建設改良費の水道管路更新事業に係る委託料及

び工事請負費 3 億 1,000 万円でございます。

国の令和 6 年度補正予算（第 1 号）を活用し令和 7 年度に予定していた事業を前倒しして実施するに当たり、工期が不足するため繰り越したものでございます。

主な財源は、企業債 1 億 850 万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

**【日程第 9 報告第 6 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書について】**

○議長（小林悟） 次に、日程第 9、報告第 6 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてを議題とします。

報告第 6 号について、当局より説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、説明資料の 7 ページをお開き願います。

報告第 6 号 令和 6 年度潟上市下水道事業会計予算の繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、令和 6 年度潟上市下水道事業会計予算の繰越額について、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

次のページ、8 ページをお願いいたします。

令和 6 年度潟上市下水道事業会計予算繰越計算書の内容について申し上げます。

法第 26 条第 1 項の規定による建設改良費の繰越額は、1 款資本的支出 1 項建設改良費の秋田湾雄物川流域下水道事業 2,381 万 5,000 円で、県営事業負担金でございます。

県の流域下水道事業において、当初予定していた工法での施工が困難であることが判明し、検討に時間を要したため、繰り越したものでございます。

主な財源は、企業債 2,380 万円でございます。

法第 26 条第 2 項ただし書きの規定による事故繰越額は、1 款資本的支出 1 項建設改良費の秋田湾雄物川流域下水道事業 186 万 2,000 円で、県営事業負担金でございます。

県の流域下水道事業において、現地の地盤状況による工法の見直しや安全確保のための対策工事の追加及び資機材の準備等に不測の日数を要したため、繰り越したものでございます。

主な財源といたしましては、企業債 180 万円でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第10 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）】

○議長（小林悟） 次に、日程第10、報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めること）を議題とします。

報告第7号について、当局より説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の9ページをお開き願います。

報告第7号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により令和7年5月9日に専決処分をしたことから、同法の規定により報告するものでございます。

相手方につきましては、記載のとおりでございます。

事故の概要についてでございますが、令和7年4月22日午前9時30分頃、潟上市役所車庫棟において、公用車の代車を職員が運転して出庫する際、車庫と接触し、車体に損傷を与えたものでございます。

損害賠償額は、27万8,983円でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。14番鑑仁志議員。

○14番（鑑仁志） これや、毎回定例会ごとにこういうものが出てきてるんじゃないかなと私は思います。もう少し職員からも気を引き締めてやってもらわないと、定例会ごとにこういうものが出てきたって果たしてどういうことなのかということをもう少し厳しくやはりやってもらわないと、ちょっと困りますよ、私方にしてみれば。そこら辺のところ、どういうふうに考えていますか。

○議長（小林悟） 古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） 今回の事故の件について総務部を代表してお答えいたします。

職員に対しましては、常日頃、定期的な部長会議、幹部会がございまして、そういったところで職員への綱紀粛正、こういったものを呼びかける際にも、交通安全に、その

事故等にも留意するよう注意はしているところでございます。にもかかわらず確かに最近というか、今年に入りましてもこういう事例が続いておりまして、誠に申し訳ないと考えております。

今後まず改めましてその注意喚起、こういったものはしますけれども、今回あった車庫からの出庫、そういったものにつきましては、その注意喚起のみならず、そういった車両の配置等も含めまして再検討させていただきたいと考えております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。16番伊勢潤議員。

○16番（伊勢潤） 損害賠償額が27万8,983円、結構大きい額なのかな、車の事故では大きい額なのかなと思いました。事故内容についてお伺いしたいのと、職員の身体への影響があったかなかったのか、お知らせください。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

損傷の箇所ですけれども、左側後ろのバンパー部分がまず擦ったと、擦り傷ということでした。

職員への影響なんですけれども、まず出庫当時なのでスピードも出ていないところで、まず影響はございませんでした。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに。16番伊勢潤議員。

○16番（伊勢潤） 事故内容については、よく分かりました。額的に大きなもので、突っ込んだのかと思ったんですけれども、事故を起こした職員というのはいろいろ反省もしていることだと思います。先ほど同僚議員もおっしゃっていましたが、事故が多いことに対して懸念を感じてる方もいますけれども、職員の心身の面についても配慮いただければなと思います。

以上です。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第11 承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を定めること）】

○議長（小林悟） 日程第11、承認第5号 専決処分の承認について（令和7年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を定めること）を議題とします。

承認第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） それでは、説明資料の10ページをお開き願います。

承認第5号 専決処分の承認についてご説明いたします。

本案は、令和7年度潟上市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和7年5月16日に専決処分し、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

はじめに、1番、予算の規模でございます。

補正予算額の総額は605万円で、歳入は全額が特定財源で繰入金でございます。

次に、2、補正予算の内容でございます。

7款1項2目観光費の観光施設整備事業605万円は、農山漁村活性化施設の活動研修室（キラ星館）の空調設備が故障したため、早期に改修工事を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番藤原仁美議員。

○3番（藤原仁美） キラ星館においては、エアコンが4台あったと記憶してますが、4台全部改修に当たるということでしょうか。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今回故障ということで、4台全て改修というか取り替えるという形になります。

以上です。

○議長（小林悟） よろしい。ほかに質疑ございませんか。4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） このキラ星館は、今から十数年前に食菜館くららが建設されたときに、くららの建設総額は約4億円だと記憶しておりますけれども、このキラ星館がそのうち、4億円のうち、どのくらいの規模であれを建てて、605万円という、エアコンを4台で605万円というエアコンというのは、相当な容量で、まだ10年くらいちょっとだから、故障して4台を一気に交換しなきゃならないということはないと。ただ、このメーカーが、その基盤がなくて、もう補修は不可能という判断をされたものやら、1台がだめだからほかの3台もだめだろうと、だろうということで取り替えちゃうとそういうこ

とか。その辺のことをちょっとご説明をもう一度お願いします。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） ただいまのご質問についてお答えいたします。

今ご指摘もありましたように、このエアコンの設置が2011年ということで14年くらい経っているということと、今回設置してるエアコンが一般のエアコンでなくてパッケージエアコンと言われてまして、一つの室外機で複数の室内機を同時に稼働するというエアコンになっております。で、先ほど4台と申し上げましたけれども、室外機が1台に対して室内が4台ということで、ちょっと特殊なものになっております。それで、面積も結構広くて160平米くらいありますし、高さも結構6メートル近く、5.8メートルということでかなりの容量が必要になるということで、結構大きな容量になるんですけども、先ほども申しましたようにちょっと量販品ではないものですから、メーカーに発注して取り寄せるようなものとなっております、これぐらいの価格ということになったのであります。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 当初のキラ星館の建設費が幾らだったですか。

○議長（小林悟） 古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） すいません、ただいまのご質問についてですけれども、ちょっと手元に当初の資料がございませんので、後ほどお答えいたしたいと思えます。

○議長（小林悟） 4番戸田俊樹議員。

○4番（戸田俊樹） 当然でしょう、知らないと思えます。我々もその報告はいただいておりますので、どっかの倉庫に、書庫に資料は残ってると思えますけれども、建物の面積がそのくらいのレベルでこれだけのエアコンをですよ、まあ当初はもっと安かったでしょう。ちょっと贅沢、業者からこれだけ必要だって言われれば、その言いなりになってこれ建てたり、交換したりするんじゃないかと思うんです。どうせ皆さんのお金使うわけじゃないからね。そんなことからすると、エアコンを取り替えるのに600万円もかかるなんて、みんな市民は思えますよ。ということです。

○議長（小林悟） お答えは要りませんか。

○4番（戸田俊樹） はい。

○議長（小林悟） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第5号を採決します。本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

暫時休憩したいと思います。11時10分まで休憩したいと思いますので、よろしくお願ひします。

午前11時02分 休憩

.....  
午前11時11分 再開

○議長（小林悟） 休憩前に戻り、会議を開きます。

古畑産業振興部長。

○産業振興部長（古畑範行） 先ほどございました農山村漁港の活性化施設、こちらの建設費の当初のものがちょっと分かりましたので、ご報告させていただきます。

当時、着工が平成22年6月ということだったんですけれども、この当方で建物全体で3億4,125万円となっております。

以上です。

○4番（戸田俊樹） キラ星はいくらか。

○産業振興部長（古畑範行） すいません。キラ星館単体だとちょっと、建物、食菜館くからという形で、全体の建物で3億4,100万円ということで、ちょっとその中のキラ星館だけというのはちょっと内訳はちょっと出ておりませんので、はい、すいません。

【日程第12 議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長（小林悟） 日程第12、議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第40号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） それでは、説明資料の11ページをお開き願います。

議案第40号 潟上市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関す

る条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

本条例（案）は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項に規定する準法定事務及び準法定事務処理者を定める命令が制定されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容についてでございますが、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について、準法定事務に位置付けられたことから、独自利用事務の関係部分を削除するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 本市における生活保護を受けている外国人がいるのかどうなのかということと、もしいるとすれば、この条例が制定することによって、その該当する方が何か届け出義務とかそういうふうないろんなことが生ずるのかどうなのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在生活保護を受給している外国人の方は1名いらっしゃいます。この条例の改正によって新たに手続が発生するなどの変更はございません。

以上でございます。

○議長（小林悟） 8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） 1名だか7名だかちょっとよく聞き取れなかったんですけど、すみません。

○議長（小林悟） 伊藤福祉保健部長。

○福祉保健部長兼福祉事務所長（伊藤佐和子） ただいまのご質問にお答えいたします。

一人でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へと付託します。

【日程第13 議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第13、議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてを議題とします。

議案第41号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） それでは、説明資料の12ページをお開き願います。

議案第41号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてご説明いたします。

外国青年招致事業として外国語指導助手を募集する際に、総務省や文部科学省、外務省、一般財団法人自治体国際化協会が協力して実施しているJETプログラムを活用しておりますが、本条例（案）は、このプログラム参加者の報酬額の見直しに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございますが、外国語指導助手等の報酬額「28万円以上33万円以下」を「33万5,000円以上36万円以下」に改めるものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番藤原典男議員。

○8番（藤原典男） この条例がもし制定されれば、この金額というのは全額関係するところから幾らか補助はあるのか、それとも本市で全額出していくのか、そこら辺伺いたいと思います。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

JETプログラムにより任用しているALTの報酬、旅費等については、普通交付税により財政措置がありますので、ほとんどが普通交付税の算入となっております。

以上でございます。

○議長（小林悟） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託とします。

【日程第14 議案第42号 財産の取得について】

○議長（小林悟） 次に、日程第14、議案第42号 財産の取得についてを議題とします。

議案第42号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） それでは、説明資料の13ページをお開き願います。

議案第42号財産の取得についてご説明いたします。

本案は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、中学校校務用パソコン等でございます。

契約の方法は指名競争入札で、8社を指名し、応札は2社でございました。

契約金額は3,929万2,000円、契約の相手方は秋田市手形宇山崎110番地3 エイデイケイ富士システム株式会社 代表取締役 齋藤和美でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） ちょっと教えていただきたいんですが、今取り替えしようとしているこのパソコンですけれども、サーバーとか、そのパソコンが何台かということをお教えいただきたい。二つ目が、これが何年度に納入して、法定耐用年数が何年かということと、それから、新規に購入した場合、現在のパソコンありますけれども、それはどのように、仮に処分するとか何かあるかと思っておりますけれども、それ教えていただきたい。それから四つ目が、ちょっと当初予算見れば分かるんでしょうけども、これ補助金額が、当初設定したときはおそらくかなりの部分が補助金だったと思っておりますけれども、今回は単独費なのかどうなのか、その4点について教えていただきたいと思っております。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

はじめに、パソコンの購入台数、サーバー等でございますが、ITセンターに各1台、校務用パソコンは、天王中学校に31台、天王南中学校に33台、羽城中学校に28台の計92台でございます。

今回購入したものにつきましては、令和7年度10月14日にウィンドウズ10のサポートが終了になることから導入となっております。

耐用年数につきましては、サーバーにつきましては次の更新予定年度が令和11年度、

あとは校務用パソコンについては令和12年度ということで計画しております。

あと新規購入についての補助金がどのくらいあるかといいますと、国庫補助が3分の2となっております。

以上でございます。

○議長（小林悟） 処分、処分。

○教育部長（伊藤強） すいません、少しお待ちください。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） パソコンの処分について申し上げます。

パソコンの処分に関しては、撤去、データ消去し、廃棄するという形にしております。廃棄につきましては、TOD方式に基づいて上書きによるデータ消去を行い、その上で業者から報告書の提出を求めて適切に処理いたします。

以上でございます。

○議長（小林悟） 15番菅原龍太郎議員。

○15番（菅原龍太郎） 処分すると、こういうお話でしたけれども、中身について撤去する、消去するというのは分かりますけれども、今後以降、例えばいろんなパソコンが出てくるかと思えますけれども、それをこう中身について処理をして、それで一般、例えば市民に無償で差し上げるとか、何かそういう手だてというのは考えられないものなのでしょうか。まあこれとはちょっと具体的にはこうつながりがないかと思えますけれども、その点についていかが、この学校のこの今回結構九十何台ありますけれども、その辺についてはいかが考えますでしょうか。

○議長（小林悟） 伊藤教育部長。

○教育部長（伊藤強） ただいまのご質問にお答えいたします。

このパソコンにつきましては、補助がはまっているということもありまして、次に再利用するというのではなくて、処分するという形になっております。

以上でございます。

○議長（小林悟） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

【日程第15 議案第43号 財産の取得について】

○議長（小林悟） 日程第15、議案第43号 財産の取得についてを議題とします。

議案第43号について、当局より提案理由の説明を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木渉） それでは、説明資料の14ページをお開き願います。

議案第43号 財産の取得についてご説明いたします。

本案は、財産の取得について、地方自治法第96条第1項第8号及び潟上市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

取得する財産は、可搬式排水ポンプシステムでございます。

契約の方法は指名競争入札で、4社による入札を行っております。

契約金額は5,698万円、契約の相手方は秋田市八橋大畑一丁目1番32号 猿田興業株式会社 防災事業部 部長 岡本純人でございます。

以上でございます。

○議長（小林悟） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小林悟） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小林悟） 起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

【日程第16 議案第44号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）について から 日程第21 議案第49号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）について】

○議長（小林悟） 次に、日程第16、議案第44号 令和7年度潟上市一般会計補正予算（第2号）（案）についてから日程第21、議案第49号 令和7年度潟上市下水道事業会計補正予算（第1号）（案）についてまで一括議題とします。

議案第44号から議案第49号までについて、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。古仲総務部長。

○総務部長（古仲淳） それでは、説明資料の15ページをお開き願います。

議案第44号から議案第49号 令和7年度潟上市一般会計、特別会計及び公営企業会計6月補正予算（案）の大綱についてご説明させていただきます。

はじめに、予算の規模でございます。

1の一般会計は、補正前の額166億5,605万円、補正額5億657万4,000円の増額で、補正後の額171億6,262万4,000円でございます。

前年度6月補正後の予算額との対比は、10億5,846万円、6.6パーセントの増でございます。

補正予算の財源でございますが、特定財源が3億4,834万円、一般財源が1億5,823万4,000円で、内訳は記載のとおりでございます。

16ページをお願いいたします。

2の特別会計の補正額は、（1）国民健康保険事業164万9,000円の減額、（2）後期高齢者医療59万5,000円の減額、（3）介護保険事業405万1,000円でございます。

3の公営企業会計の補正額は、（1）水道事業28万7,000円、（2）下水道事業92万4,000円の減額でございます。

次のページをお願いいたします。

補正予算の主な内容についてご説明いたします。

重点施策「進化する潟上」の創造、3つの力に基づく事業、公共事業や人件費のほか、市制施行20周年記念事業に関する経費を計上してございます。

I、「進化する潟上」の創造、3つの力に基づく事業の1、「稼げる力」の創造の（1）ふるさと納税事業2億9,884万9,000円は、ふるさと応援寄附金を原資とした基金による市の振興のため、返礼品の充実や潟上市の知名度向上、寄附者及び寄附金額の

増加を図るものでございます。

2、「支える力」の創造の（1）定住・移住支援事業373万9,000円は、本市への定住・移住を促進するため、市外からの定住・移住者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

次のページをお願いします。

（2）一時預かり利用者負担軽減事業費補助金99万4,000円は、一時預かり利用者の経済的負担を軽減するため、利用料を補助するものでございます。

（3）小児ほかインフルエンザ予防接種事業390万9,000円は、感染症の発生及びまん延を防止するため、インフルエンザ予防接種費用を助成するものでございます。

（4）廃棄物ごみ処理広域化事業326万3,000円は、ごみ処理の広域化・集約化による収集運搬の効率化を図るため、ごみ中継施設設置に関する調査を行うものでございます。

（5）防災備蓄管理費790万円は、避難所の衛生環境の確保のため、自動ラップ式トイレ及び収納庫などを購入するものでございます。

次のページをお願いします。

（6）洪水ハザードマップ策定事業420万2,000円は、馬踏川が水防法に基づく水位周知河川に指定されたことから、浸水する恐れのある範囲や浸水の深さを市民へ周知するため、洪水ハザードマップを作成するものでございます。

（7）全国大会等出場激励金60万円は、本市のスポーツ活動及び文化芸術活動の振興を図るため、スポーツ大会、芸術文化大会等に出場する個人に対し激励金を交付するものでございます。

3、「考える力」の創造の（1）若者市政参画推進事業34万円は、若年層で構成されたまちづくりに関する組織、Z世代活躍課の課員の情報共有を行うため、公式LINEの開設等を行うものでございます。

（2）自治会活動活性化事業361万7,000円は、自治会活動の推進と活性化を図るため、コミュニティ活動に必要な備品を整備するものでございます。

次のページをお願いいたします。

（3）地域集会施設改修事業2,455万7,000円は、地域集会施設の老朽化に対応するため、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づき、地域集会施設の改修等を行うものでございます。

Ⅱ、公共事業の（１）廃止石油坑井封鎖事業4,318万7,000円は、天然ガスの放出等が続いている坑井について、周辺環境の悪化を防止するため、破産手続の後解散した事業者によって市が坑井を封鎖するものでございます。

（２）公園遊具整備事業1,128万5,000円は、子どもたちが楽しさを共有し多様な関係性を学びながら成長していく環境を創出するため、誰もが楽しめるインクルーシブ遊具を整備するものでございます。

次のページをお願いします。

（３）公園遊歩道改修事業960万8,000円は、利用者の安全を確保するため、龍毛堤の転落防止柵の改修工事を行うものでございます。

（４）体育施設改修工事4,400万円は、利用者の利便性の向上を図るため、天王B&G海洋センタープールの建屋全体の改修工事を行うものでございます。

Ⅲ、その他の（１）表彰式典事業56万1,000円は、市制施行20周年記念式典内において、市の自治の進展に尽力した功労者を表彰するものでございます。

（２）市制施行20周年記念事業578万4,000円は、令和7年3月22日に市制施行20年を迎えたことから、これまでの20年を振り返り、さらに飛躍する起点と位置付け、潟上市を広く発信するため、市制施行20周年記念事業を展開するものでございます。

次のページをお願いします。

（３）人件費補正436万2,000円は、人事異動等による補正で、内訳は記載のとおりでございます。

このほか、地方債補正2件を計上しており、内容は記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小林悟） これで大綱説明を終わります。

**【日程第22 予算特別委員会の設置について】**

○議長（小林悟） 日程第22、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第44号から議案第49号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、議案第44号から議案第49号までについては、全員の議員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査する

ことに決定しました。

【日程第23 予算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長（小林悟） 日程第23、予算特別委員会の委員長、副委員長の選任についてを議題とします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認めます。したがって、予算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することに決定しました。

予算特別委員会の委員長には、16番伊勢潤議員、副委員長には、12番石井和人議員を指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小林悟） 異議なしと認め、そのように決定しました。

なお、予算特別委員会は、6月16日及び25日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算特別委員会分科会を設置し、6月16日から18日までに詳細審査することといたしますので、ご報告いたします。

【日程第24 同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命について】

○議長（小林悟） 日程第24、同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命についてを議題とします。

同意第3号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長（鈴木雄大） それでは、説明資料の23ページをご覧ください。

同意第3号 潟上市教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

本案は、潟上市教育委員会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

候補者は、住所 潟上市天王字追分西49番地9、氏名 佐藤有加、生年月日 昭和50年6月27日でございます。

任期は、令和7年6月28日から令和11年6月27日までの4年間でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

同意のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小林悟） これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第3号を採決します。本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、同意第3号は同意することに決定しました。

【日程第25 同意第4号 潟上市監査委員の選任について】

○議長(小林悟) 日程第25、同意第4号 潟上市監査委員の選任についてを議題とします。

同意第4号について、提出者の説明を求めます。鈴木市長。

○市長(鈴木雄大) それでは、説明資料の25ページをご覧ください

同意第4号 潟上市監査委員の選任についてご説明いたします。

本案は、潟上市監査委員の選任について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

候補者は、住所 潟上市天王字天王106番地、氏名 鎌田利謙、生年月日 昭和39年5月14日でございます。

任期は、令和7年6月27日から令和11年6月26日までの4年間でございます。

なお、次のページに略歴がございますので、適宜ご覧ください。

同意のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(小林悟) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小林悟) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから同意第4号を採決します。本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小林悟) 起立全員です。したがって、同意第4号は同意することに決定しました。

【日程第26 選挙第1号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙について】

○議長(小林悟) 日程第26、選挙第1号 潟上市選挙管理委員及び補充員の選挙につい

てを議題といたします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長において指名推薦したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

.....  
午前11時46分 再開

○議長(小林悟) 休憩前に引き続き会議を開きます。

潟上市選挙管理委員には、三浦一秋さん、三浦美咲さん、児玉正生さん、石井律子さん、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を潟上市選挙管理委員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4名の方が潟上市選挙管理委員に当選されました。

次に、潟上市選挙管理委員補充員には、順位1 小黒和彦さん、順位2 上村誠さん、順位3 渋谷一春さん、順位4 菊地蝶子さん、以上の方を推薦します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を潟上市選挙管理委員補充員の当選者と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小林悟) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名した4名の方が潟上市選挙管理委員補充員に当選されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、6月12日木曜日、午前10時から本会議を再開しますので、ご参集願います。

本日はご苦勞様でございました。

午前 11 時 48 分 散会